

国の庁舎の利用者の安全及び利便の確保
に関する行政評価・監視

【行政評価・監視結果に基づく通知】

参考資料

平成 25 年 4 月 16 日
中国四国管区行政評価局
島根行政評価事務所

写真①

視覚障害者移動等円滑化経路に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていないもの



写真②

視覚障害者移動等円滑化経路に近接して障害物があるもの



写真③

移動等円滑化経路上の通路（廊下）の幅が確保されていないもの



約 80cm
(机の脚よりも台の部分やパンフレット等がせり出ていることを考慮すると、より狭くなる。)

写真④

移動等円滑化経路上の傾斜路が急勾配で手すりが設置されていないもの



・手すりなし

長さ: 約500cm

高さ: 約68cm

※傾斜路の勾配: 約 13.6% (基準 8.3%)

写真⑤

階段上端部の廊下に点状ブロック等が敷設されていないもの



写真⑥

階段に手すりが設置されていないもの



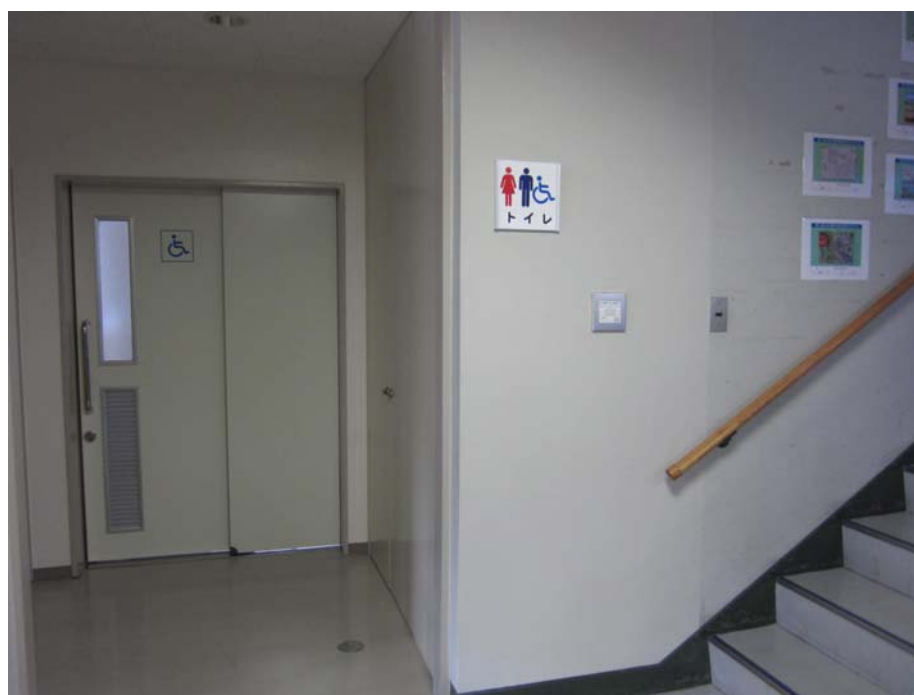
写真⑦

階段の踏面端部に明度差等がないもの



写真⑧

オストメイト対応の便所にその旨の表示がないもの



写真⑨

段に手すり未設置で踏面端部に明度差等がないもの



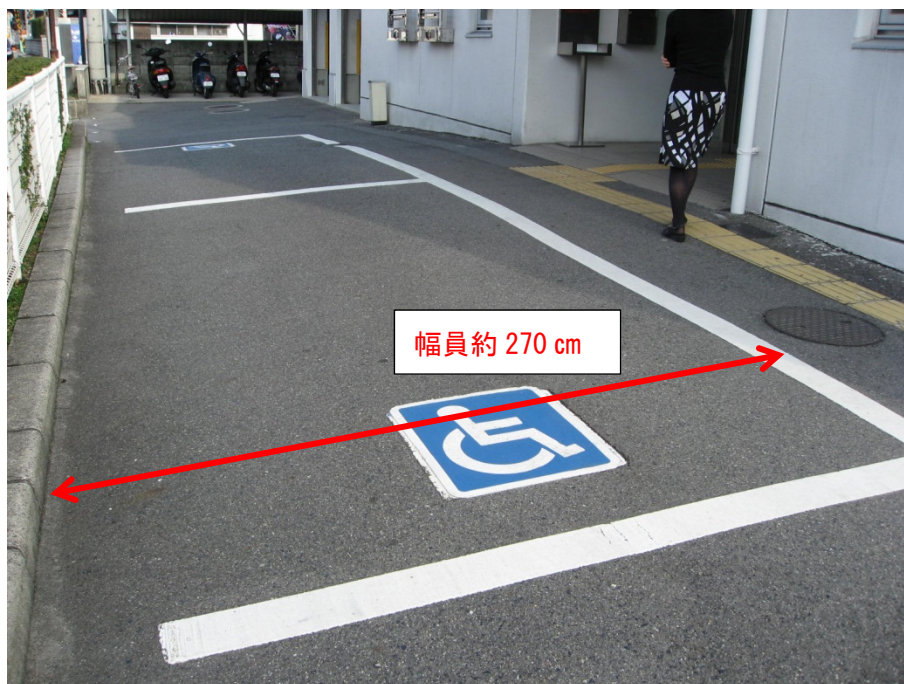
写真⑩

傾斜路に手すりが設置されていないもの



写真⑪

車いす使用者用駐車施設の幅が確保されていないもの



写真⑫

車いす使用者用駐車施設である旨の標識が設置されていないもの



写真⑬

庁舎出入口付近に喫煙コーナーが設けられているもの



写真⑭

喫煙室にその旨の表示がないもの

